令和５年３月１０日

第 26 回　多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

下記のとおり、本部会議を書面開催しました。

１．日　時　　令和５年３月１０日（金）　書面開催

２．議　題　　（１）令和５年３月１３日以降の職員のマスク着用の考え方の見直しを踏まえた対応について

（２）今後の新型コロナウイルス感染症対策について

（３）後のワクチン接種について（令和５年３月９日時点）

３．内　容　　別紙のとおり

別紙

１．　令和５年３月１３日以降の職員のマスク着用の考え方の見直しを踏まえた対応について

〇以下の場面では、マスクを着用するものとする。

【執務時間内】

・窓口など近い距離での町民対応時
・相談室などでの個別対応時
・町民宅への訪問時
・医療機関や高齢者施設への訪問時
・混雑した電車などでの通勤時

＊　職員同士の会話・会議・打合せ・食事などの時は、感染のリスクを考慮し、着用を判断する。

【執務時間外】

・症状がある時、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった時、同居する家族に陽性者がいる時（外出を控える）
・医療機関を受診する時
・重症化リスクの高い職員が、混雑した場所に行く時

〇基本的には、個人の判断に任せる。

参考資料２　資料１－１　参照

２．　今後の新型コロナウイルス感染症対策について

〇執務室内でのパーティションの設置、３密の回避、手洗い・手指消毒・換気の励行など、基本的感染症対策は継続する。

〇「努力義務」によるワクチン接種

〇令和５年５月８日以降、感染症法上の分類「２類相当」から「５類」へ移行後は、随時検討する。

３．　今後のワクチン接種について（令和５年３月８日時点）

〇追加接種（３回目以降）可能なすべての年齢を対象として、秋から冬（９～１２月）に１回

６５歳以上及び重症化リスクが高い者等には、春から夏（５～８月）に前倒ししてさらに１回接種する。

ワクチン接種は、「努力義務」の適用が除外される。

（高齢者・重症化リスクがある方・高齢者施設等従事者は除く）

○オミクロン株対応２価ワクチン使用を基本とするが、今後の国の検討事項である。

○「多度津町新型コロナウイルスワクチンコールセンター」は、令和５年３月３１日で閉鎖

【今後の接種予約方法】

・４月～春夏接種が始まるまで：１２歳以上　➔　加藤病院
（5/8）　　乳幼児・小児　➔　中野小児科

・春夏接種開始以降（5/8）：各接種協力医療機関の窓口

４．　その他

○令和５年５月８日、感染症法上の分類「２類相当」から「５類」へ移行後、国及び県の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が解散となれば、本町対策本部も解散の流れになると想定している。

○「多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱」廃止。

参考資料２

マスク着用の考え方の見直し等について

令和５年２月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

１．マスク着用の考え方の見直しについて

（１）見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して３月１３日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは４月１日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※１）に沿った対応をお願いする。

※１　新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

・屋内において、他者と身体的距離（２ｍ以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。

・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に２歳未満では推奨されない。２歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

（２）着用が効果的な場面の周知等

➢ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

✓ 医療機関受診時

✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※２）に乗車する時（当面の取扱）

※２　概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

➢ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

（３）症状がある場合等の対応

➢ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

（4）学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
  - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
  - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

（5）医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

（6）事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1．及び2．の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

（7）　留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2．基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

マスク着用の考え方の見直しについて（令和５年３月13日以降）

資料１－１

※令和5年2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」のとおり

１ 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本

★ 令和5年3月13日から適用（学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用）
○ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重
○ 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要
○ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることもあり得る。

２ 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な以下の場面では着用を推奨

○ 医療機関受診時
○ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
○ 医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
○ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能である新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等を除く）
○ 感染の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

３ 症状がある場合等の対応

○ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用

４ 事業者における対応

○ 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容

５ 基本的な感染対策

○ 3月13日以降も、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行
○ 特段の事情が生じない限り、5月8日以降は、国の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止